

障第697号
令和6年7月29日

各障がい者福祉サービス事業所・施設 設置者 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた
社会福祉施設等内における感染防止対策の徹底について

平素から県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

全国的な新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の増加を受け、先般、厚生労働省等事務連絡「今夏の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について（令和6年7月24日付）」を周知したところですが、県内の社会福祉施設等において、7月以降急速にクラスターの発生件数が増加しており、さらなる拡大が憂慮される状況となっています。

つきましては、改めて施設内における感染防止対策の実施状況について、下記の点に留意の上、再点検いただき、クラスターの発生防止に努められるようお願いいたします。

記

- 1 基本的な感染対策の徹底をお願いします。
定期的な換気、こまめな手指消毒や支援の場面に応じた適切なマスクの着用など、引き続き基本的な感染対策の徹底をお願いします。
- 2 職員の体調管理の徹底をお願いします。
職員の体調管理を行い、発熱や喉の痛みなど体調不良の場合には速やかに医療機関を受診し、検査、投薬を受けることを勧奨するなど、施設内へのウイルス持ち込みの防止に留意願います。
- 3 感染の早期発見と対応をお願いします。
感染が疑われる利用者がある場合には、速やかな協力医療機関等への受診、検査の実施により、いち早く感染を把握した上で、必要に応じて施設内のゾーニングなど適切な対応をお願いします。

4 協力医療機関等との連携体制の再確認をお願いします。

令和5年度に取り組み状況を確認させていただいた、医療機関等との連携体制について、電話等による相談、施設への往診の対応、入院の要否の判断や入院調整の実施などの再確認をお願いします。

5 感染発生時に備えた対策の徹底をお願いします。

県では施設における感染対策について、感染症専門家による講義を収録した動画を作成し、公開しています（ゾーニング、サービス提供上の指導、個人防護具の正しい着脱など）。これらを用い、感染発生時の対応手順を再確認するとともに、万が一感染者が発生した場合にも視聴いただき、適切に対処いただくようお願いします。なお、さらに指導を望まれる場合には、必要に応じて専門家による指導（主にリモートによる）

(※)を実施しますので、「岐阜県社会福祉施設等内における食中毒・感染等初動マニュアル」の「3 報告基準（4）」に基づき報告願います。

(※) 障害者支援施設等感染対策向上加算における研修や実地指導には該当しません。

<新型コロナウイルス感染症対策に関する研修動画>

以下の岐阜県公式HPに掲載しております。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/238146.html>

(ページ上段「感染予防への取組等への支援について」に掲載)

担 当 所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
担 当 係 長	若 原	担当者	澤 本
電 話 番 号	058-272-1111 内線 3492		
F A X	058-278-2643		
E - m a i l	c11226@pref.gifu.lg.jp		